要　請　書

東京高等裁判所第四刑事部　御中

201　年　　月　　日

【要請の趣旨】

「三鷹事件」の再審請求について、未提出証拠の開示を検察官に勧告し、
再審開始を速やかに決定してください

【要請の理由】

１９４９年の「三鷹事件」で死刑判決を受け、無念の獄死を遂げた竹内景助さんの遺族が、２０１１年１１月に死後再審を申し立てました。

その後、請求人および弁護団は２０１３年９月２０日に「再審請求理由補充意見書」を提出し、一層の証拠開示と早期の再審開始を求めています。この「意見書」は次のことを明らかにしています。

まず、３月１５日に未提出証拠が開示されたとおり、再審申立から１年余で証拠開示を進めた東京高裁の訴訟指揮を高く評価するものです。しかし、検察官が開示したのは、検察官の主張に沿った証拠だけを選んで提出したものであって、いわば検察官側の追加立証に過ぎないものでした。かような訴訟行為は、未提出証拠の開示とはいえず、不当かつ不十分なものです。

その上で、弁護団は、電車を暴走させる操作を一人でやったものではないことを明らかにするために、パンタグラフが二つ上がっていたとする専門家の新鑑定を提出しています。また、竹内さんが供述していない「手ブレーキの解除」が発車前に必要な作業であることを示しています。

さらに、竹内さんの自白の任意性、信用性を疑わせるに十分な証言も明らかにしています。

この事件は、一審で無期懲役、高裁でいきなり死刑判決が下され、最高裁で８対７の僅差で上告を棄却されました。その後、竹内景助さん本人が申し立てた再審請求に応え、東京高裁樋口勝裁判長が本人から意見を聴きたいと連絡して間もなく、竹内さんは脳腫瘍で亡くなってしまいました。

戦後鉄道三大事件の一つとされる三鷹事件が、竹内さんのような一国鉄労働者の犯行によるものでなく、組織的な謀略事件であったと考えられることは、周知の事実です。

ただちに、弁護団が求める未提出証拠の開示を実現し、一日も早く三鷹事件再審を開始するよう求めます。

「取扱い団体」
「三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会」
東京都立川市羽衣町２－１９－１２日本国民救援会三多摩総支部内
(TEL・FAX)　042―524－1532

氏　名	住　所